

談 等 の ご 案 内

平成29年分の医療費控除から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました！

- 税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存してください。
- ※ 1 提出が不要となる領収書には、医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書は除きます。
(例：おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)
 - ※ 2 平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます。
 - ※ 3 税務署へ申告の相談でお越しになる際には、事前に「医療費控除の明細書」を作成し持参していただくと手続きがスムーズに行えます。
その際、記載漏れなどがないか確認するために領収書を持参することをお勧めします。

税理士による還付申告無料相談会
開催のお知らせ

税理士会からのお知らせ

対象者	平成29年分の給与および年金収入が800万円以下で次に該当する方 ●給与所得者で、医療費控除を受ける方 ●年の中途中で退職された方（退職所得のある方は除く）で年末調整がお済みでない方 ●公的年金を受給されている方 ※給与または年金以外の所得がある方は、受け付けできません。	
会 場	にいざほっとぶらざ（新座市東北2-36-11）	税理士会朝霞支部区域内の各税理士事務所
日 時	2月5日(月)～9日(金) 午前10時～11時30分、午後1時30分～3時30分 ※駐車場がありませんので、車での来場はご遠慮ください。 初日および2日目は大変混雑します。混雑時は対応できない場合もあります。出来るかぎり午後の時間帯をご利用ください。 相談会場の開館は午前10時からです。午前10時前の受け付け等ではできませんのでご了承ください。	2月1日(木)～15日(木) 平成29年分の給与および年金収入が600万円以下の方が対象です。 ※ご希望の方は、事前に税理士会朝霞支部事務局(☎465-0025)へ電話連絡のうえ、ご利用ください。
必要な書類等	●給与所得者…平成29年分の「給与所得の源泉徴収票」の原本 ●年金所得者…平成29年分の「公的年金等の源泉徴収票」の原本 ●医療費控除を受ける方…平成29年分の医療費控除の明細書、支払った医療費の領収証の原本（あらかじめ集計計算をしておいてください） ●生命保険料控除を受ける方…平成29年分の控除証明書の原本 ●地震保険料控除（旧長期損害保険料を含む）を受ける方…平成29年分の控除証明書の原本 ●社会保険料控除を受ける方…平成29年中に支払った保険料の金額がわかるもの （国民年金保険料の場合は平成29年分の控除証明書の原本） ●印鑑 ●預貯金の口座番号等（申告者名義）がわかるもの ●昨年申告した確定申告書の控え ※上記のうち該当するものを必ずご持参ください。	
問	税理士会朝霞支部事務局 ☎465-0025 FAX468-1043 ※税理士会朝霞支部では毎週水曜日に無料税務相談を実施しています。詳しくは事務局へご連絡ください。	

「中学生の税についての作文」受賞者

平成29年度朝霞税務署管内の「中学生の税についての作文」の各賞の受賞者が決定しました。

表 彰	中学校名	学年	氏 名
埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞	朝霞第二中学校	3	白川 大智 さん
埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞	朝霞第二中学校	3	藤井 ちひろ さん
埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞	朝霞第四中学校	3	丸山 恵未 さん
埼玉県朝霞県税事務所長賞	朝霞第四中学校	3	佐藤 侑奈 さん
朝霞市長賞	朝霞第一中学校	3	大橋 夏海 さん
朝霞税務署管内租税教育推進協議会長賞	朝霞第二中学校	3	上野 鈴奈 さん
朝霞市教育委員会教育長賞	朝霞第一中学校	3	渡辺 拓人 さん
朝霞税務署管内納税貯蓄組合連合会長賞	朝霞第二中学校	3	浅井 みこと さん
朝霞税務署管内納税貯蓄組合連合会長賞	朝霞第二中学校	3	保崎 安奈 さん
朝霞税務署管内納税貯蓄組合連合会長賞	朝霞第五中学校	2	河野 歩生 さん



税務署からのお知らせ

確定申告相

平成29年分の所得税・個人消費税・贈与税の申告相談会場の開設期間は、
「2月16日(金)から3月15日(木)まで(土・日曜日を除く)」です。

税務署に来なくても、申告書が作成できます！

～「確定申告書等作成コーナー」へアクセス～

作成コーナー

検索



◎自宅のパソコンから、画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。

① 印刷して郵送等で提出！ ② インターネット（e-Tax）で送信！

作成コーナーの使い方等に関する問い合わせ先／☎0570-01-5901（全国一律市内通話料金）

受付時間／月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日等および平成29年12月29日～1月3日を除く）

※1月15日(月)～3月15日(木)は午前9時～午後8時となります。

（ただし、2月18日(日)・25日(日)、3月4日(日)・11日(日)は利用できます）

確定申告会場の開設期間について

所得税等の確定申告会場の開設は**2月16日(金)**です。

確定申告会場開設期間	受付開始時間	相談時間
2月16日(金)～3月15日(木)	午前8時30分～	午前9時～午後5時

※土・日曜日を除く。ただし、朝霞税務署では、2月18日(日)・25日(日)を開設します。

※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時までにお越しください。

なお、相談内容が複雑な場合は、午後3時までにお越しください。相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。

※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受け付けを早めに締め切る場合があります。

※駐車スペースが限られておりますので、お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、**所得税の確定申告書を提出する必要はありません。**

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以降は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

国税の納税は便利・安全・確実な口座振替を！

- ・納税をすっかり忘れることなく、振替日にご指定の預貯金口座から自動的に引き落とされます。
- ・金融機関や税務署の窓口まで現金を持ち歩く必要がなく安全です。
- ・一度手続きをすれば、継続して利用できます。

【提出書類】「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」（金融機関への届出印の押印が必要です）

用紙が必要な方は税務署へお尋ねください。また、国税庁ホームページからもダウンロードできます。

マイナンバーの記載が必要です！

◎税務署へ提出する申告書等にはマイナンバーの記載が必要です。

その際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

＜本人確認を行うときに使用する書類の例＞

例1 マイナンバーカード（個人番号カード）のみ【番号確認および本人確認書類】

例2 通知カード【番号確認書類】

+ 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など【本人確認書類】

確定申告書の提出などに関する問／朝霞税務署 ☎467-2211（代表）※自動音声でご案内します。

郵送での提出先 〒351-8601 朝霞市本町1-1-46 朝霞税務署 個人課税部門宛て